

年金加入期間確認のための「お知らせ」ハガキ(案)

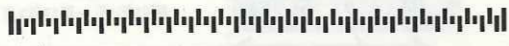
表面

料金後納郵便

999-9999
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXX

親展

XXXXXXXXXXXXXXXXX 様
999-99999999-999999999999999



あなた様の年金の加入期間に関するお知らせ
— ぜひお読みください! —

差出人
社会保険庁 社会保険業務センター
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(※宛先不明の場合は上記にご返送ください。)

【お問い合わせ先】
裏面の『専用ダイヤル』またはお近くの社会保険事務所や年金相談センターにお問い合わせください。

← ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。 →
なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。

この通知をお読みいただくことで、年金の受給が可能となる場合がございますので、ぜひご確認ください。

あなた様は、右の表の年金加入期間だけでは「年金を受け取るために必要な期間」(原則300か月=25年)を満たしていません。
しかし、次の(1)、(2)のご確認により加入期間の間違いや合算対象期間(カラ期間)などがある方や、次の(3)、(4)の任意加入制度に加入された方は、年金を受給できる場合がございます。
ご確認いただき、お気づきの点などがありましたら、裏面の「専用ダイヤル」にお問い合わせいただくか、お近くの社会保険事務所や年金相談センターにご相談ください。

- (1) まず、右の表の①～⑨で、それぞれの加入期間が間違いないかどうか、ご確認ください。
(共済組合等の加入期間については、加入していた各共済組合等にご確認ください。)
- (2) 同時に、次のような合算対象期間(カラ期間)などがないかどうか、ご確認ください。〈詳細は裏面に〉
(例1) 専業主婦で、国民年金の任意加入の期間は?
(例2) 海外に在住した期間がある?
(例3) 平成3年3月までに、学生であった期間は?
- (3) 60歳から70歳までは、国民年金に任意加入できますので「原則300か月 = 25年」の「年金を受け取るために必要な加入期間」を満たす場合があります。
- (4) 70歳まで保険料を納めても、まだ加入期間が「原則300か月 = 25年」に不足する方は、「70歳以上でも、勤めに出て厚生年金に入る」という方法があります。

あなた様の年金加入期間 下の表のとおりです。(社会保険庁の把握分)

基礎年金番号 9999-999999

平成 99 年 99 月 99 日現在の年金加入期間です。

「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」等であなた様からご照会いただいた内容で、そのご返事ができていないご照会内容は、今回お知らせした年金加入期間には含まれておりませんので、ご了承ください。

①厚生年金保険加入期間		999 か月
②船員保険加入期間		999 か月
③国民年金加入期間のうち納付済月数		999 か月
④ " 全額免除月数		999 か月
⑤ " 4分の3免除月数		999 か月
⑥ " 半額免除月数		999 か月
⑦ " 4分の1免除月数		999 か月
⑧ " 学生納付特例月数		999 か月
⑨共済組合等加入月数(注)		999 か月
年金加入期間合計		999 か月

年金を受給するためには、この期間に合算対象期間(カラ期間)などを加え、原則300か月(25年)以上が必要です。

※生まれ年などによっては、その必要な期間が短くなります。
※厚生年金保険及び共済組合等の加入期間の合計が240か月(20年)以上の場合も、年金を受給できます。
(注)公務員や私学教職員の場合は、平成8年以前に退職した共済組合等の加入期間は表示されません。共済組合等加入期間と他制度の加入期間が重複している場合は、それぞれの加入月数を表示しています。

お問い合わせは下記の『専用ダイヤル』へ！

0570-060-222(ナビダイヤル)
※IP電話・PHSからは「03-6700-1108」にお電話ください。

受付時間
○月～金曜日：午前8:30～午後5:15
ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付
○第2土曜日：午前9:30～午後4:00
* 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※ナビダイヤルの通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。ただし携帯電話の場合は全額発信者負担となります。
※IP電話・PHS用電話(03-6700-1108)の通話料金は、全額発信者負担となります。
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようにご注意ください。

「私の履歴整理表」の記入用紙を差し上げます。

右のいろいろな記録を、手軽に確認するために、ご夫婦で、ご自分の「記憶」を「記録」に置き換えてみましょう。社会保険事務所や年金相談センターには「私の履歴整理表」が備えつけてあります。これを利用なされると、年金記録の確認がしやすくなり、ご相談の時間が短くなります。ご夫婦での相談が肝要で、ご夫婦の生年月日を入れた用紙を差し上げますので、お申し出ください。

日本年金機構設立についてのお知らせ

平成22年1月1日に、社会保険庁は「日本年金機構」に生まれ変わります。
○社会保険事務所は「年金事務所」となりますが、電話番号は変わりません。
○年金の支払いや、各種の届出も、従来同様です。
○職員一同、気持ちをあらたに出直しますので、よろしくお願いたします。

表面の表に記載されていなくても、次のような期間があれば、「必要な加入期間」に加算されます。

◆合算対象期間(「カラ期間」と呼ばれています。)

よくある「合算対象期間(カラ期間)」には、次の3種類があります。右の図のようなケースがあれば、「必要な加入期間」に加算されます。このほかにもありますので、詳しくは、左記の「専用ダイヤル」またはお近くの社会保険事務所や年金相談センターにお問い合わせください。

- (1) 専業主婦のサラリーマンの妻で、昭和61年3月まで国民年金に加入していなかった期間(右図①)
- (2) 海外に在住していた期間(右図②)
※なお、次の国々(協定相手国)で働いていた方々はこれまで日本及び協定相手国の年金を受け取るための期間を満たしていなかった方でも、社会保障協定により、協定相手国及び日本の年金加入期間を相互に通算し、日本及び相手国の年金を受給することができます。(平成21年4月現在)
ドイツ アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア オランダ チェコ (スペイン(準備中))
- (3) 学生(20歳以上)の期間で、平成3年3月まで国民年金に加入しなかった期間(右図③)

◆共済組合等の加入期間

平成8年以前に退職した共済組合等の加入期間のうち、社会保険庁に情報提供されていない期間

◆基礎年金番号以外の年金手帳記号番号で加入していた期間

◆第3号被保険者の未届出期間(被用者年金加入者に扶養されていた期間)

国民年金の第3号被保険者の届出がなく、保険料納付済期間とされていない期間
※この期間については、平成17年4月1日以降に従来の未届けを解消できる特例届出ができるようになりました。

《本状をお送りするまでの間に、既に確認がお済みの方について、行き違いがありましたらご容赦ください。》

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) にも年金加入期間に関する内容を掲載していますのでご利用ください。

